(e) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
(f) 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
(g) 触媒及び溶剤
(h) 産品に組み込まれないその他の産品であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

第三・十一条　代替性のある産品又は材料

代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるかどうかについての決定は、それぞれの代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること又は代替性のある産品又は材料が混在している場合には、輸出締約国において会計年度を通じて使用される一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方法が使用されていることのいずれかに基づいて行う。

第三・十二条　生産において使用される材料

非原産材料についてこの章に定める要件を満たすような更なる生産が行われる場合には、当該非原産材料は、その後に生産される産品の原産品としての資格を決定するに当たり、当該産品の生産者が当該非原産材料を生産したかどうかにかかわらず、原産材料として取り扱う。

第三・十三条　原産品としての資格の単位

1　この章の規定の適用上、原産品としての資格の単位は、統一システムに基づいて分類を決定する場合の基本的な単位とされる特定の産品とする。

2　貨物が単一の関税品目に分類される複数の同一の産品から成る場合には、当該複数の同一の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、その産品ごとに個別に考慮する。

第三・十四条　一定の産品の取扱い

締約国及び署名国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、この章の規定の下における一定の産品の取扱いについて討議を開始するものとし、当該討議の開始から三年以内に当該討議を完了する。この章の規定の下における一定の産品の取扱いについては、全ての締約国及び署名国のコンセンサス方式による合意を条件とする。

第三・十五条　直接積送

1　原産品が次のいずれかの条件を満たす場合には、当該原産品は、第三・二条（原産品）の規定に基づく原産品としての資格を維持する。
(a) 当該原産品が輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること。
(b) 当該原産品が一又は二以上の締約国（輸出締約国及び輸入締約国を除く。以下この条において「中間締約国」という。）又は非締約国を経由して輸送される場合にあっては、次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと。
(i) 中間締約国又は当該非締約国において当該原産品について更なる加工が行われていないこと。ただし、物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ当該原産品を輸送するために必要な他の作業）を除く。
(ii) 当該原産品が中間締約国又は当該非締約国の税関当局の監督の下に置かれていること。

2　1(b)に規定する要件を満たすことについては、中間締約国若しくは非締約国の税関の書類又は輸入締約国の税関当局が要求するその他の適当な書類のいずれかを当該輸入締約国の税関当局へ提出することにより証明するものとする。

3　2に規定する適当な書類には、商業船積書類又は運送貨物に関する書類（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類、産品に関する商業送状の原本の写し、財務記録、非加工証明書）その他輸入締約国の税関当局が要求する関連する補助的な文書を含むことができる。

第B節　運用上の証明手続

第三・十六条　原産地証明

1　産品が原産品であることについての利用可能な情報に基づく次のいずれかの文書を原産地証明とする。
(a) 次条（原産地証明書）の規定に基づく発給機関により発給された原産地証明書
(b) 第三・十八条（原産地申告）1(a)の規定に基づく認定された輸出者による原産地申告
(c) 2及び3の規定に従うことを条件として、第三・十八条（原産地申告）1(b)の規定に基づく輸出者又は生産者による原産地申告

2　オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国、インドネシア、日本国、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムは、この協定がそれぞれ自国について効力を生ずる日の後十年以内に1(c)の規定を実施する。カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定がそれぞれ自国について効力を生ずる日の後二十年以内に1(c)の規定を実施する。

3　2の規定にかかわらず、締約国は、物品に関する委員会に対してその決定を通報することにより、1(c)の規定を実施するためのより長い延長期間（十年を限度とする。）を求めることを選択することができる。

4　締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、この条の規定の見直しを開始する。この見直しにおいては、原産地証明として輸入者による原産地申告を導入することを検討する。締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、当該見直しの開始の日から五年以内に当該見直しを終了する。(注)

注　この4の規定にかかわらず、日本国は、この協定が同国について効力を生ずる日から、1の規定に基づく原産地証明と同様の方法により、輸入者による原産地申告を原産地証明とみなすことができる。この場合において、同国は、輸入者による原産地申告に関し、第三・二十四条（原産品であることの確認）1(b)から(d)までに規定する手段による確認手続を行ってはならない。輸入者は、産品が原産品であることを証明するための十分な情報を有している場合に限り、原産地申告を作成するものとする。

5　原産地証明については、次のとおりとする。
(a) 書面又はその他の媒体（輸入締約国が通報した電子的様式を含む。）によるものとする。
(b) 産品が原産品であり、かつ、この章に定める要件を満たすものであることを記載する。
(c) 附属書三B（必要的記載事項）に定める必要的記載事項を満たす情報を記載する。

6　各締約国は、原産地証明について、その発給又は作成の日から一年間有効なものであることを定める。

第三・十七条　原産地証明書

1　輸出締約国の発給機関は、輸出者、生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人による申請に基づいて、原産地証明書を発給する。

2　輸出者、生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人は、輸出締約国の法令及び手続に従い、当該輸出締約国の発給機関に対して、書面又は電子的手段により原産地証明書の発給を申請するものとする。

3　原産地証明書については、次のとおりとする。
(a) 締約国が決定する様式によるものとする。
(b) 固有の原産地証明書番号を記載する。
(c) 英語により作成する。
(d) 輸出締約国の発給機関の正規の署名及び公の印章を付する。当該署名及び当該印章は、物理的又は電子的に付する。

4　原産地証明書については、次のとおりとすることができる。
(a) 一回の輸送のために発給された二以上の仕入書を記載する。
(b) 複数の産品を記載する。ただし、それぞれの産品がそれ自体として個別に原産品であることを条件とする。

5　輸出締約国の発給機関は、原産地証明書に不正確な情報が記載されている場合には、次のいずれかのことを行うことができる。
(a) 新たな原産地証明書を発給し、及び当初の原産地証明書を無効とすること。
(b) 誤りの抹消及び追記又は訂正により、当初の原産地証明書を修正すること。変更については、当該輸出締約国の発給機関の正規の署名及び公の印章により認証するものとする。